

第308回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和7年12月12日(金)

於：県北振興局天満庁舎2階A会議室
(佐世保市)

第308回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月12日(金) 13時55分 ~ 15時25分
2. 通知年月日 令和7年12月4日(木)
3. 公示年月日 令和7年12月4日(木)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行い、県ホームページにて公開した。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階A会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 浦田和男、大久保照享、安永光幸、山中兵恵、片岡一、田淵輝明、溝口悦雄、吉浦英男、小楠彰人、後藤正喜、中原康壽、峰誠四郎
7. 欠席委員 生月漁業協同組合、高平真二、馬場章廣
8. 出席者 委員会事務局 尾崎局長、光永次長、秋永係長、
貞松係長(壱岐駐在)、青木書記
漁業振興課 村瀬企画監、馬場参事、本多係長
9. 議案
 - ・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
 - ・第2号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - ・第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)
 - ・その他

10. 議 事

開 会 13:55

(13時55分 開始)

事務局長

ただいまより、第308回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

事務局長の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、生月漁協、高平委員、馬場委員が欠席ですが、12名の委員が出席されていますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は漁業振興課から村瀬企画監、馬場参事、本多係長が出席しております。

漁業振興課

(挨拶)

事務局長

それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。本日の議事録署名人は、「大久保委員」と「浦田委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)

第2号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)

第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)

第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について
(諮問)

その他

となっております。

会長

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

今回、本庁専決許可の「小型いかつり漁業」および県北振興局専決許可の「延縄式かご漁業」について、それぞれ長崎県知事から諮問文がきておりますので順番に説明いたします。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

○第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)

・本庁専決許可:小型いかつり漁業

・県北振興局専決許可:延縄式かご漁業

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員

(質問なし)

会長

ご質問等もないようですので、諮問ごとに分けて採決します。

はじめに、本庁専決許可の「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり公示する

内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので本庁専決許可の「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、県北振興局専決許可の「延縄式かご漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので県北振興局専決許可の「延縄式かご漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読)

漁業振興課

(資料説明)

○第2号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)

漁業の状況の更新

・「第1 資源管理に関する基本的な事項」の「漁業の状況」を平成30年時点の統計値から、令和5年時点の統計値に更新。

別紙1 - 6「するめいか」の記載内容の変更

・令和7年10月31日に発出された「小型するめいか釣り漁業」(総トン数5t以上30t未満船)への採捕停止命令に係る対応。

・県は関係者と協議のうえ、本県するめいかの資源管理を「現行水準」から「数量明示」へ変更を行ったうえで「北海道方式」を実施する旨、水産庁に報告。

・令和7管理年度の「小型するめいか釣り漁業」の管理として、下記を条件に試験操業を実施。

(1)運用当初は生餌の採捕に限定

(2)1隻あたりの採捕数量の上限を設定

(3)漁獲尾数の毎日報告

・関係漁業間の数量の切り分けや「小型するめいか釣り漁業」の管理条件は、今後の県内の漁獲状況等を踏まえ、関係漁業者と意見交換しつつ、見直しを実施。

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

大久保委員

北海道方式では、北海道は1隻あたり100箱獲れます。長崎は箱としては獲れず、いかでは商売できません。いかつり専業船は、魚は釣りませんから、餌も釣る必要はありません。こういう状態で、水産庁は太平洋側に全部獲らせて、北海道には1300トンあるのに2千何百トンも追加配分しました。太平洋側が勝手に使ってしまった、私たちに余っていません。私たちは4か月間どのように生活すれば良いのですかね。定置や5トン未満船の多くはイカだけではなく、魚も獲ります。長崎県のいかつり専業の人はどうにもなりません。

ただ一つ楽しみにしているのは、関係漁業者と意見交換し見直していくとなっている

と書いてあります。北海道は12月までしかイカは釣れません。なぜかという、水温が低いからです。私たちは30年前は北海道に行っていましたけど、最近は南下してきています。青森県が獲れたと騒いでいましたが、今はもう韓国釜山沖まで到着しています。長崎県でいかが獲れるのは3～4か月です。だから、私たちは北海道など県外へ行ける船を作ったのです。自分たちのところだけでは生活できませんから。でも、今は燃油が高くて、北海道やロシア200海里まで行けません。そういう状況にもかかわらず、1年魚のいかを資源管理しているのがおかしいと思います。マグロもイカも獲ってはいけなくなったら、どうやって生活すればいいのですか。水産庁のやっていることはおかしいです。平成10年から27年間資源管理をしているのに、青森は報告が1か月後になっています。そんな杜撰な資源管理がありますか。私たちは毎日報告できます。水産庁のしていることはでたらめです。それなのに、日本海の枠を太平洋に渡してしまうことがおかしいです。それで私たちには獲るなど言ってきます。水産庁に言っても法律を変えられないから一緒です。法律を変えられる政治家に言わないといけません。でもこの仕打ちはひどいです。4か月間漁に行けません。

関係漁業者と意見交換をし、見直していくとされています。北海道は12月過ぎたら枠は余ってくるはずですが、それを少しずつこっちに回してもらえるように、水産庁にも呼びかけましょう。富山県も700トンあって、200トンばかり追加配分を受けています。そういうのを回してもらえるようにしていきましょう。今、長崎県には1053トンあり、359トン使っています。690トンばかり残っていますので、7海区会長会では、250トン、2級船のいかつりにあげましょうとなりました。これが500トンほどになれば、箱数も獲れるようになってくると思います。12月1月は、いかつりは獲れないでしょう。2月、3月は、今年度は韓国から入ってくるのが早ければ獲れるでしょうから、その時にある程度枠を2級船に回してもらえれば箱数で働けます。2月、3月に向けて、そういう前向きな運用を2級船の代表として要望します。起こったことは仕方ないので、前向きに考えていかなければなりませんが、水産庁には少し怒っています。

27年間資源管理して、青森県が1か月遅れで報告するなどおかしいでしょう。自分の

ところでしっかりと管理させないといけません。長崎県は報告をきちんとしています。法の番人がいい加減なことをしているから、こういうことになります。厳しく言っておいてください。

漁業振興課

大久保委員のおっしゃる通り、スルメイカはここ数年で始まった TAC 管理でないにもかかわらず、報告体制ができていなさすぎるのが明るみになりました。新聞報道でもありましたが、報告が1～2か月遅れており、気づいたら TAC が超過していたり、5000トンの TAC 報告からさらに1000～2000トンの追加報告があったりしていました。報告体制の迅速化を図らなければならないので、水産庁と全いか協の事務局である全漁連も動いているところです。しかし、令和8管理年度はあと3～4か月で始まってしまいます。県北の漁調委でこういった意見があったことはしっかりと報告させていただきます。

小型するめいか釣漁業が全国管理であるにもかかわらず、地区割りされていません。今年は、太平洋側の北海道、青森県などに先取りをされてしまい、我々日本海側が割を食う形になりました。そういったところは、水産庁にすでに意見は伝えていますが、改めて委員からこのような意見があったことを伝えさせていただきます。

大久保委員

前までは会長でしたが、去年まで私は全いか協の顧問でした。全国で2年前は1677トン、1年前は2180トンでした。だから今年は2800トンに抑えようとなりました。なぜ抑えたかというと、沖底がたくさん獲れていて、我々より先に沖底の枠を下げました。その時は私は顧問でしたが、私が会長の時は日本国内の資源管理だから追加配分は出せると聞いていました。だからその考えが強かったのです。国の留保なのか新たに追加配分できるのかはよく聞いていませんでした。このようなことが一回もなかったからです。クロマグロは国際資源なので追加配分できないが、スルメイカは日本国内だから追加配分できるとしていました。

農林水産大臣が採捕停止命令を出したことを調べてみたら、法律に書いてありました。なぜ1500トンくらい日本海に残してくれないのかと思いましたが、それも全部太平

洋側に獲らせてしまいました。言っても後の祭りですが、追加配分できると思っていたのもいけませんでした。それができないと知っていたら文句を言っていました。それだけは皆さんにお詫びしたいです。

会長

全漁連の会長と長崎県漁連の高平会長が水産庁に行った時は、どのような話をしましたか。また、富山などに追加配分したことも話しておかないといけません。

漁業振興課

10月31日に、長崎県知事と県漁連高平会長で水産庁に要望した内容としましては、スルメイカのTAC増枠、小型するめいか釣漁業への増枠、融通や国の留保からの追加配分などすべて含めて増枠をお願いしました。その後、水産政策審議会で1800トン追加されましたが、依然として採捕停止命令がかかっている状況です。

富山県への1200トンの追加配分については、もともと700トンの数量明示県であり、令和8管理年度で富山県に400トンを3回追加配分するということがすでに決定事項としてあったものです。この1200トンは今後その通り配分されると聞いております。

会長

その1200トンはどこで話し合われたのですか。全体に調査をかけてしたなら文句は言えませんが、そういう勝手な水産庁の配分をしていれば喧嘩の元です。今までTAC管理の採捕停止はかかっていませんでした。県北はないですが、壱岐対馬は全国回っています。定置協では、定置網の残枠はいかつりに回す、いかつりが余った時には定置に回すというような話し合いをして喧嘩がないようにしています。

大久保委員はイカのことを何十年とやってきて、よく知っています。そういう大久保委員によく話をせず、イカのことをよく知らずにやっていくのは大変だと思います。

漁業振興課

一点だけ補足させていただきます。富山県への追加配分については、令和7管理年度は良好な加入があった場合、追加配分することが事前に全国会議の場で決まっていたものです。その取り決めのとおり実行されたものです。富山県への400トンの3回の

	追加配分は、令和7管理年度の開始前に全国会議でおおむねのやり方が決定されていたものと認識しています。
大久保委員	2月、3月に他のところから枠をもらって、2級船が操業できるようにしてもらえればいいです。それしか方法がありません。
会長	今年一年間やってどうなるかですね。もしもマグロみたいに放流することになったら大変です。よく考えて対応するようにお願いします。定置協議会では、都度話し合いをしようとなっております。
会長	他に何かありませんか。
各委員	(質問なし)
会長	ご質問等もないようですので、諮問ごとに分けて採決します。 はじめに、令和7年11月25日付けで諮問のありました「長崎県資源管理方針の変更について」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので令和7年11月25日付けで諮問のありました「長崎県資源管理方針の変更について」は諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。
会長	続きまして、令和7年12月10日付けで諮問のありました「長崎県資源管理方針の変更

について」は諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので令和7年12月10日付けで諮問のありました「長崎県資源管理方針の変更について」は諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読)

漁業振興課

(資料説明)

- 第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
- ・まあじ:26,800トン(うち中型まき網漁業22,600トン)
- ・まいわし対馬暖流系群:33,400トン(うち中型まき網漁業30,540トン)
- ・さんま:現行水準
- ・かたくちいわし対馬暖流系群:15,000トンの内数
- ・うるめいわし対馬暖流系群:58,000トンの内数
- ・まだい日本海西部・東シナ海系群:6730トンの内数

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員	(質問なし)
会長	他にご質問等もないようですので、第3号議案は諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。
会長	続きまして、第4号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	(諮問文朗読)
漁業振興課	(資料説明)
	第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について (諮問) ・するめいかのTACを現行水準(目安数量550トン)から数量明示1053トンに変更。 ・知事管理漁獲可能量の公表が、告示以外の方法(県HPや関係者への通知など)で可能となった。
会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。
各委員	(質問なし)

会長 他にご質問等もないようですので、第4号議案は諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長 続きまして、「その他」につきまして、『令和7管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)』について説明をお願いします。

漁業振興課 (資料説明)

- その他 令和7管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)
- ・国の留保から3,600トンの追加配分を受け、24,800トンに変更。
- ・うち中型まき網漁業は21,200トンに変更。

会長 この件につきまして、何かございませんか。

各委員 (質問なし)

会長 続きまして、『令和7管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)』について説明をお願いします。

漁業振興課

(資料説明)

その他 令和7管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)

- ・国の留保から4,300トンの追加配分を受け、41,200トンに変更。
- ・うち中型まき網漁業は38,000トンに変更。

会長

この件につきまして、何かございませんか。

各委員

(質問なし)

会長

続きまして、事務局から他にありませんか。

事務局

(資料説明)

○北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)の監視について

- ・令和7年8月21日、9月25日、10月30日、11月19日の監視結果について報告

会長

この件につきまして、何かございませんか。

各委員

(質問なし)

会長

事務局から他にありませんか。

事務局

(口頭説明)

前回委員会の宿題 知事許可漁業における公益協議の必要性について(報告)

- ・共同漁業権の設定では、漁業法第63条第1項第1号(海区漁場計画の要件等)により「公益に支障を及ぼさないように設定されていること」という条件が付されているた

め、公益協議を実施している。

・漁業の許可においては、公益上の支障の有無を条件とする規定はない。

会長

この件につきまして、何かございませんか。

各委員

(質問なし)

大久保委員

12月2日の日本海・九州西広域漁業調整委員会でのことを報告します。遊漁船のクロマグロ釣りですが、3日以内の報告だったものが、1日以内に写真付きで報告するようになりました。遊漁のくろまぐろ釣りの届出が必要になりました。その他で、スルメイカのことも発言してきました。ガザミのことはよくわからなかったので、質問しませんでした。

会長

今の久保委員の報告について、質問はありますか。

各委員

(質問なし)

会長

ほかにご意見等もないようですので、これもちまして、第308回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

< 閉 会 >

閉 会 15:25

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印